

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯盛 徹夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中川 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中川 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社第61期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2021年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき3円00銭 配当総額 5,156,161,995円

第一回I種優先株式1株につき28円81銭 配当総額 576,200,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆さまからの信任の機会を増やすため、定款22条（任期）に定める取締役の任期を「2年」から「1年」に変更するものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、河野雅明、飯盛徹夫、松尾秀樹、三宅幸宏、板垣聡、樋口千春、岡田智夫、横山嘉徳、大庫直樹、犬塚静衛、新宮達史、岡部俊胤、西野和美の13名を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小澤好正、松井巖の2名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	賛成割合	決議結果
第1号議案	15,440,437個	17,462個	0個	99.89%	可決
第2号議案	15,440,575個	17,329個	0個	99.89%	可決
第3号議案					
河野 雅明	15,341,555個	116,322個	1個	99.25%	可決
飯盛 徹夫	15,141,834個	316,043個	1個	97.96%	可決
松尾 秀樹	15,144,237個	313,641個	1個	97.97%	可決
三宅 幸宏	15,143,968個	313,910個	1個	97.97%	可決
板垣 聡	15,392,138個	65,740個	1個	99.57%	可決
樋口 千春	15,392,341個	65,537個	1個	99.58%	可決
岡田 智夫	15,392,339個	65,539個	1個	99.58%	可決
横山 嘉徳	15,392,501個	65,377個	1個	99.58%	可決
大庫 直樹	15,426,362個	31,516個	1個	99.80%	可決
犬塚 静衛	15,424,725個	33,153個	1個	99.79%	可決
新宮 達史	13,119,483個	2,338,393個	1個	84.87%	可決
岡部 俊胤	13,120,519個	2,337,357個	1個	84.88%	可決
西野 和美	15,426,963個	30,915個	1個	99.80%	可決
第4号議案					
小澤 好正	12,858,572個	2,599,315個	1個	83.18%	可決
松井 巖	15,199,252個	258,634個	1個	98.33%	可決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書及び電磁的方法(インターネット等)による事前行使並びに当日出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上